

○厚生労働省令第十一号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十三条第三号及び第五号並びに第五十条並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十四条第一項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第一条 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第四十六条の十七 法第三十三条第三号の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第二条に規定する柔道整復師が行う事業</p> <p>第四十六条の十八 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 放送番組(広告放送を含む。)、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの</p> <p>七 アニメーションの制作の作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの</p>	<p>第四十六条の十七 法第三十三条第三号の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第四十六条の十八 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和四十七年労働省令第八号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

別表第5 (第23条関係)

第2種特別加入保険率表

事業又は作業の種類 の番号 (略)	事業又は作業の種類 (略)	第2種特別加入保険率 (略)
特 8	労災保険法施行規則 第46条の17第8号の事業	1000分の3
特 9	労災保険法施行規則 第46条の18第1号ロの作業	1000分の3
特 10	労災保険法施行規則 第46条の18第2号イの作業	1000分の3
特 11	労災保険法施行規則 第46条の18第3号イ又はロの作業	1000分の15
特 12	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ハの作業	1000分の6
特 13	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ニの作業	1000分の17
特 14	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ホの作業	1000分の3
特 15	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ヘの作業	1000分の18
特 16	労災保険法施行規則 第46条の18第2号ロの作業	1000分の3
特 17	労災保険法施行規則 第46条の18第1号イの作業	1000分の9

別表第5 (第23条関係)

第2種特別加入保険率表

事業又は作業の種類 の番号 (略)	事業又は作業の種類 (略)	第2種特別加入保険率 (略)
(新設)	(新設)	(新設)
特 8	労災保険法施行規則 第46条の18第1号ロの作業	1000分の3
特 9	労災保険法施行規則 第46条の18第2号イの作業	1000分の3
特 10	労災保険法施行規則 第46条の18第3号イ又はロの作業	1000分の15
特 11	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ハの作業	1000分の6
特 12	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ニの作業	1000分の17
特 13	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ホの作業	1000分の3
特 14	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ヘの作業	1000分の18
特 15	労災保険法施行規則 第46条の18第2号ロの作業	1000分の3
特 16	労災保険法施行規則 第46条の18第1号イの作業	1000分の9

特 18	労災保険法施行規則 第46条の18第4号の作業	1000分の3	特 17	労災保険法施行規則 第46条の18第4号の作業	1000分の3
特 19	労災保険法施行規則 第46条の18第5号の作業	1000分の5	特 18	労災保険法施行規則 第46条の18第5号の作業	1000分の5
特 20	労災保険法施行規則 第46条の18第6号の作業	1000分の3	(新設)	(新設)	(新設)
特 21	労災保険法施行規則 第46条の18第7号の作業	1000分の3	(新設)	(新設)	(新設)

(労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部改正)

第三条 労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和四十九年労働省令第三十号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

第十七条 法第三十五条第一項の承認を受けている団体に係る法第三十三条第三号から第五号までに掲げる者(以下この条及び第十九条において「一人親方等」という。)に対する第三条から第五号の二まで及び第十五条の規定の適用については、前条第五号から第七号まで及び次の各号に定めるところによる。

一〜四 (略)

五 前条第二号の規定は、一人親方等に係る特別支給金の支給の事由について準用する。この場合において、労災則第四十六条の十七第一号又は第三号に掲げる事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びこれらの者が行う事業に従事する者に関しては、前条第二号中「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤による」とあるのは「業務上の事由又は複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由」と、「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤による」とあるのは「業務上の事由又は複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由」と読み替えるものとし、労災則第四十六条の十八第一号又は第三号に掲げる作業に従事する者に関しては、前条第二号中「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤による」とあるのは「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤による」と読み替えるものとし、労災則第四十六条の十八第二号又は第四号から第七号までに掲げる作業に従

改正前

第十七条 法第三十五条第一項の承認を受けている団体に係る法第三十三条第三号から第五号までに掲げる者(以下この条及び第十九条において「一人親方等」という。)に対する第三条から第五号の二まで及び第十五条の規定の適用については、前条第五号から第七号まで及び次の各号に定めるところによる。

一〜四 (略)

五 前条第二号の規定は、一人親方等に係る特別支給金の支給の事由について準用する。この場合において、労災則第四十六条の十七第一号又は第三号に掲げる事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びこれらの者が行う事業に従事する者に関しては、前条第二号中「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤による」とあるのは「業務上の事由又は複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由」と、「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤による」とあるのは「業務上の事由又は複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由」と読み替えるものとし、労災則第四十六条の十八第二号、第四号又は第五号に掲げる作業に従事する

事する者に関しては、前条第二号中「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤による」とあるのは、「当該作業、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤による」と、「当該事業」とあるのは「当該作業」と、「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤により」とあるのは「当該作業、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤により」と読み替えるものとする。

六・七 (略)

者に関しては、前条第二号中「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤による」とあるのは「当該作業、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤による」と、「当該事業」とあるのは「当該作業」と、「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤により」とあるのは「当該作業、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤により」と読み替えるものとする。

六・七 (略)

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。